

議事日程(第4号)

令和3年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)]
- 日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) [高鍋町手数料徴収条例の一部改正について]
- 日程第3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)]
- 日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)]
- 日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第6 議案第54号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第18 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改

正について

- 日程第20 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
日程第21 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
日程第22 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕
日程第2 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕
日程第3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕
日程第4 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕
日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕
日程第6 議案第54号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 議案第55号 令和2年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第8 認定第1号 令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
日程第9 認定第2号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
日程第10 認定第3号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
日程第11 認定第4号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
日程第12 認定第5号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
日程第13 認定第6号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
日程第14 認定第7号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
日程第15 認定第8号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
日程第16 認定第9号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について

- 日程第17 認定第10号 令和2年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第18 議案第56号 高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第57号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第58号 高鍋町交通指導員設置条例の制定について
- 日程第21 議案第59号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第60号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第61号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第62号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第63号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 稲井 義人君
 教育長 …………… 島埜内 遵君
 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
 財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
 農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
 地域政策課長 …………… 日高 茂利君
 会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君

町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 川野 和成君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第47号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ワクチン接種、医師や看護師への報償費とありますけれども、医師の報償費、看護師の報償費についての計算基準は何であるかお伺いします。また、医師会との連携についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

単独災害復旧費とありますけれども、単独となる基準は何でしょうか。また、どのくらいの規模であれば国や県の支援はあるのかお伺いします。盗伐などによって山が崩れ道路が遮断された場合などについてはどうなるのかお伺いします。

今まで、幸いにもゲリラ豪雨などによる災害発生はないが、事前点検などは行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 高齢者のワクチン接種を7月中に終わらせるため、県が創設しました宮崎県新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業の内容を基準としております。

また、医師会との連携についてでございますが、高鍋町の医師代表の先生へ、町の集団接種スケジュールをお示しし、先生方の調整をお願いしております。先生方の調整がつかなかった日程のみこの派遣を活用しているところでございます。

接種体制につきましても、高鍋町の医師代表の先生に御相談申し上げ、実際に接種に関する御相談は、接種を担当する先生方へその都度御相談させていただいているものでございます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 災害復旧についてでございますが、大雨等により生じた災害で1か所の工事費が60万円以上など、採択要件を満たした場合が補助災害復旧事業となり、それ以外が単独の災害復旧となります。

今回の予算で計上しております借上料につきましては、災害復旧工事に着工するまでに通行を開放するため、片側交互通行規制信号のリース料であり、補助対象とはなりません。

工事請負費は、災害時の土砂除去や大型土のうを設置する工事費であり、維持工事費と見るべきものについては単独となりますが、補助工事に係る部分については補助対象となります。

盗伐などにより山が崩れ道路が遮断された場合でも、道路などの施設が被災し、採択要件を満たせば補助対象となるものと思われます。

また、農業政策課へ伐採届が提出された場合には、建設管理課へ連絡をいただき、道路などへ土砂流出等の危険性がないかを確認を行っております。さらに、維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められた場合には、災害に関するものについても補助対象とならないことから、日頃から、道路・河川のパトロールを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕は承認することに決定いたしました。

日程第2. 議案第48号

○議長（緒方 直樹） 日程第2、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔高鍋町手数料徴収条例の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

日程第3. 議案第49号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは、49号、50号、51号に関しては、営業時間短縮について延長に次ぐ延長で予算がぶつぶつ切れた状態で提出されたようですので、私、3議案一緒にここで質疑を行いたいと思います。

営業時間短縮については予測はできなかつたのかお伺いしたいと思います。また、この予算によって飲食業などについては僅かであっても支援されると考えますが、飲食業以外のお店や、特に飲食業などに関係のあるお店などについての支援状況はどうかお伺いしたいと思います。

また、コロナ対策に関してしっかりと対応しているお店がある一方で、対応策がないお店があると聞き及んでおります。それはどこで判断しているのかお伺いします。

もう一つは、分かっているがたくさんの人数を集めて飲食及び県外者の帰宅もあり陽性者が出てしまったというケースなどは把握されているのかどうかお伺いします。宮崎市では、佐賀で陽性と判断された方と一緒に飲食したという報道がなされました。個人名などが報告されないため住民も少し判断が弱まっていると考えますが、県外者への対応はどうか。そういう人が飲食する場合、確認作業はどうしているのかお伺いします。

県独自の営業時間短縮の協力金事業については、議会コロナ対策特別委員会において資料をいただくことができました。それによると、県見込み町内対象店舗数は200軒、この財源は国の地方創生特別交付金における協力要請推進枠とのことですが、県独自の緊急事態宣言8月発令分の事業者支援については49号で何件分など、議案別に数字をいただきたいと思います。

なお、これは49号に関してですので、49号分だけいただいて、あとは50号、51号についてはその議案のときにお答えいただければよろしいかと思います。

また、営業時間を守っているかどうかの判断はどこで行うのか、そこも答弁をしていた
だければありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） お答えいたします。

まず、営業時間短縮要請協力金事業に係る各補正予算の計上時期につきましては、県に
よる営業時間短縮要請の発出を根拠に予算を措置したことから、2度の期間延長要請を含
むそれぞれの要請が行われた時期に予算を計上させていただいたものでございます。

次に、飲食業以外の業種に対する支援についてでございますが、本年5月次と同様、宮
崎県独自の緊急事態宣言により大きな影響を受けております県内中小企業、小規模事業者
においては、宮崎県が実施します県内事業者緊急支援金の対象となるほか、本町におきま
しても町内中小事業者への独自支援金を支給することとしておりまして、本議会に関連予
算を計上させていただいているところでございます。

次に、コロナ対策をしっかりと対応している店舗とそれ以外の店舗との判断についてで
ございますが、国が公表しております業種・施設別の感染予防対策をまとめました業種別
ガイドラインや、宮崎県が作成したガイドライン等を遵守しているかどうかで判断すること
としております。

また、7月からは県が定めた基準に沿って感染予防対策を実施している飲食店事業者の
ほうを県が認証します、ひなた飲食店認証制度が開始されておりまして、講習会等を受講
し、認証基準を満たした飲食店につきましては随時県のホームページのほうで掲載される
こととなっております。

次に、陽性者の情報についてでございますが、地域政策課におきましては、陽性者の情
報や陽性者が確認された飲食店等の情報については把握しておりません。

次に、町内の飲食店における県外者への対応についてでございます。社交飲食業におけ
る新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインにおきまして、発熱やせき症状などがあ
る場合、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明したものと濃厚接触がある場合など
には入店を断る旨の掲示をするよう示されております。

本町内の飲食店におきましても、来店客等の安全を確保するため、このガイドラインの
遵守をお願いしており、徹底されているものと考えております。

次に、営業時間短縮に伴う協力金につきましては、町内の飲食店200軒を対象と見込
んでいるところでございます。

次に、協力店舗が営業時間を守っているかどうかの判断につきましては、国及び県の要
領に基づきまして、店舗等での時短営業を告知する張り紙などの写真などを協力金申請の
際の提出書類とするほか、飲食業関連組合等とともに、町内全店舗の見回りを実施しまし
て確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一度したいなと思うところが3か所ぐらいありました。

中頃の、もう一つは、分かっているがたくさんの人数を集めて飲食及び県外者の帰宅があり陽性者が出てしまったというケースなどは把握されているのかというところなんですけれども、これやはりうわさがうわさを呼ぶんです。そういうところがあったんじゃないかということ。実際、その場に行った人のお話もお伺いして、二十四、五人来ていたというお話とかあるんです。だから、そういうことをしっかりと把握していないと、例えば先ほど言われたガイドラインに従って見回り、これ一体見回りは何時までしているのかということにもなると思うんです。だから、8時以降にしていないということが本当に確認できているのかどうかということも含めて、その辺のガイドラインを本当に遵守していただいているのかどうかということの判断を本当に一店舗ずつしっかりとカメラで抑えていきながらでも、時間がはっきりと分かるようなカメラで抑えていくとか、そういうことをきちんと、みんなが守っていくとか、やっぱりこれをやらないと今度は、例えばワクチン接種が進んできたらいろんなことを守らない人がたくさん出てくると思うんです。でも、その中には、ワクチンを接種した人、接種しない人というのの判断を、じゃ何か提示を求めるのか。そして、ワクチンをしたくないという方もいらっしゃると思う。そういう方がたまたまお店に入ってこられたりしたときに、それをどういうふうに判断するのかということ、非常にこれから先、だんだん難しくなると思うんです。

これは専決処分の承認を求めることについてですけれども、やはりこの間にしっかりとしたそういう対応マニュアルをしておかないとなかなか、お店に対してお金を支援していても、本当は正直な話で、これぐらいのお金ではお店は継続できないと私自身は思っているんです。だけど、やっぱり国民の税金を使う、皆さんの税金を使う以上は、しっかりとした対応がそこでないと絶対、私、国民の皆さんに顔向けができない、住民の皆さんに本当にちゃんと顔を上げて歩けないという状況が出てくる可能性があるのではないかと、うふうに私は思うんです。

これぐらいいいんじゃないか、たった10分ぐらいいいんじゃないか。そのたった10分とか、そういうたったこれだけいいんじゃないかというそのちょっとした緩みはずっと蔓延を今までしてきたわけですから、ここにはもう皆さん本当に、怖くて一步も外に出れないという皆さんがたくさんいらっしゃるんです。そういう方たちに向けて私たちが発信できるのは、いや、お店はこういうふうにしてちゃんと守っていただいているんですよって、皆さんこのお店が継続するためにちゃんと皆さんのお金を使わせていただきます。だから皆さんも、商業者も飲食業の皆さんもちゃんとこれは守っているんですよということを皆さんにアピールしなければ申し訳ない部分があるんじゃないかなというふうには私は思っているんです。だから、そのところを常に意識しながら私たちは行動しなければいけないという、その責任があると思うんです。だから、その責任をどうやって果たしたのかというところの確認作業をどうしてきたのかということはきちんとデータに落とし、そしてそのお店がどういうふうにしていただいているというところを明らかにして

いく必要があるんじゃないかなと思うんです。そうしていかないと住民の皆さんとそういう飲食業をはじめ皆さんとの間に亀裂が生じる状況が出てくる可能性がある。一生懸命頑張っていただいている飲食業の皆さんには本当に申し訳ないと思うんですけれども、たった1人、たった2人のために皆さんが同じ列に並び称されるのは、私はいかなものかと思うから質疑を行っているわけなんです。

だから、ぜひその辺のところ、見回りを具体的に、何時まで行って、3人で15グループで回っていますとか、そういうことをしっかりと数字でこちらのほうに報告をしていただかないと、なかなか住民の皆さんの理解は得られない、得られにくいというふうに私思っていますので、そういう答え方をできればしていただけたらありがたいなと思います。

そして、やはり宮崎市で、飲食業の方からこういうお話がありました。実は、佐賀ナンバーと熊本ナンバーの方が来られました。そしたら、その方はたまたま熊本ナンバーなんですけど、まだ変えていない。だけど、住民票を持ってくれば中に入れてくれるのかとかいう、ちょっとした小競り合いではないんですけれども、そういった話合いがあったみたいなんです。

だから、もう本当に県外ナンバーを見るだけで皆さん、もう戦々恐々とされている状況がありますので、やはりその辺のところはどういったガイドラインをつくっていくのか、そこ辺のところをつくってきたのか、また、その辺のところをきちんと報告していただかなければ、私も本当に皆さんに申し訳ない。だから、本当に飲食業の方を含めて、住民の方から、もう夜一步も出歩けない。もう飲みにも行けない。ストレスがたまる一方というふうにおっしゃっていただいたり、皆さんに対して申し訳が立ちませんので、そこを数字でしっかりと明らかにしていただけたら大変ありがたいなというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） まず、陽性者の情報についてでございますが、繰り返しになりますが、地域政策課のほうにおきましては、県の情報以上の把握はしていないところでございます。

次に、感染対策のアピールについてでございますが、こちら先ほど申し上げました、県が実施しますひなた飲食店認証制度、こちら、コロナ対策を実施する飲食店を県が認定する制度でございます。7月から県内の飲食店等を対象に講習会とか行われております。そちら、受講後には認証店舗として公表されることとなっております。こちらの制度についても周知を図ってまいりたいと考えております。

また、営業時間短縮に伴います飲食店の見回りでございますけれども、8月14日の要請以降、期間中におきまして、まず8月14日、当初土曜日の日に要請時間となります午後8時以降、町内の全店舗を5名で2班体制に分かれて巡回したところでございます。2回目は、8月16日、同じく4名体制で町内の全店舗を巡回しております。3回目、8月20日金曜日、4回目が9月の1日水曜日と実施しております。それぞれ町、あと飲食関連の組合の役員の方々、商工会議所の職員などにおきまして巡回をさせていただ

ております。これにつきましては、国からも示されておりますので、適宜巡回をして見回りの実施をしてみたいと考えております。

あと、飲食店におきます県外客の対応についてでございますが、統一したものではありませんが、町内、その巡回している中で拝見します分については、店舗によりましては県外客を一切お断りされていらっしゃるような店舗もございます。そのような取組をされていらっしゃるような事業者について、また周知を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） こうやって何回も、1、2、3、4、5、4日か5日、5名とか4名とかということで全店舗を確認しているということなんですが、それは飲食業については200店舗と先ほどおっしゃったと思うんですけども、200店舗全てを回るのはすごい時間がかかりますでしょう。違いますか。例えば9時に閉めたけど、そのときには行き渡らなかつた。いっせいのせで行くわけじゃないですがね。8時になってもう閉めているかという確認をするときにいっせいのせでお店を全部見ているわけではありませんので、正直な話。例えば、来る前に閉めればいいとよみたいな、私に言わせれば不届き者と言いたいんですけども、そういう不届き者がもしいた場合には、人間には耳もありますし目もありますし、それを見ている人がいた場合に、ちょっとやっぱり来るんです。まだ閉まっていないよという話があるわけです。そうしてくると、いや、私もちょっと夜中だから行けないとかいう話をしなきゃいけないんですけども、でもそれが具体的にどの店舗だったのかということをご自分で私言うわけにもいきませんし、実際確認しているわけではありませんので、非常に難しい状況があるわけです。だから、戦々恐々として、もう言い方は悪いけれども、もう1店舗でも潰れればいいと思っていらっしゃるのかどうか知りませんが、もうそういう電話がひっきりなしに、9時過ぎになると来るわけです。もう悲しいです。はっきりいうて悲しいです。どうしてそこまでしなきゃいけないのかというのが、私は本当に非常に悲しい。電話をくれた人にも悲しいし、私は言いますよ、だからはっきりと言いますよ。何で電話すると、あんたどこも飲食業やわって、言ったりするんです。

だから、そういうこと、もう私言いたくないし、私からも言ってほしくないだろうと思うんです。だから、飲食業がお互いがお互いの足を引っ張っているという状況が出てくると、こんな見苦しいことはないんです、はっきりいって。だけど、そうじゃなくて、私たちは高鍋にあるこの事業所を一つも潰させない。そういう意味で予算もしっかりと立てていただいていると思っておりますので、今まで反対してきたことはないと思うんです、この件について。でも、本当にもう、1年、2年と時間が経過してくると、みんな大変なんだろうと思います。だから、そういうところを真面目にやっている人たちから見れば、何だあのお店、何だあの店というような感じになって、お店間の不信感のキャッチボールじ

やないけれども、そういうことになってくると、どんどん、私たちも聞きたくないこと、そういうことをどんどん耳に入れられてしまう。耳に入れられてしまえばやはり言わざるを得ない。それが1回であればここで言う必要はないと思うんですけども、何回も重なれば言わざるを得ない状況があると思うんです。だからそこをきっちり、本当は4名で何班とかじゃなくて、本当にいっせいのせでちゃんと200店舗をするために自分たちがじゃ20班構成してこういうふうにしましたというふうな答弁があるものだろうというふうに私は思っていたんです。だから、そういうところが5班とか2班とかという話になってくると、本当にちゃんと調査をされたのかということが大変気になる場所なんですけれども、再度お伺いします。

嫌なことを聞きますが、それは一体5名、4名の内訳はどういうふうにされたのか。そして、何店舗ぐらいを一晩に調査をされたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 巡回を行いました人員につきましては、町の職員、あと飲食関連の組合の役員の方と商工会議所の職員でございまして、班の組合せによりましては高鍋町職員と商工会議所の職員さんであったり、商工会議所の職員さんと組合の職員さん、おおむね2人1組の形の体制で巡回をさせていただいております。

基本的に飲食店街、集中しておりますので、ほぼ毎回、集積地の部分は巡回をしております。周辺部にあります飲食店につきましては各1回置きとか、そういうふうな形での巡回になっておりますので、おおむね飲食店の巡回については全店舗というような形で実施できたのではないかと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕について、賛成の立場で討論を行います。

私は、持てる限りの時間で質疑を行いました。本当にコロナ始まって以来2年近くの時間が来ております。その中で事業者の皆さんというのは大変な思いをされていることは実感させていただいておりますし、本当にあの飲食業が全てなくなるのではないかという不安さえも間では抱きました。でも、その中であって、国・県・町を挙げてしっかりその形態を守っていかこうとする姿勢については、私は大いに賛成ができます。

しかし、先ほども質疑を行ったように、残念ながら一部の方ですけれども、そういった

事態を軽く受け止めておられる事業者もあると聞き及んでおります。その方々に大いに反省をしていただいて、これから先、本当にしっかりとそれらを守っていただき、お互いがお互いの足を引っ張るのではなく、お互いがお互いを尊重できるような町にしていきたいと思っております。

公務員は住民の全ての皆さんの財産を守るため頑張っています。だからこそ私はお願いをしているんです。家庭にいらっしゃるお年寄りの方は、外に行くところどこにウイルスがあるか分からないから行けない。飲みに行きたいけど、飲みにも行けない。本当にストレスがたまる。電話で相手をしてほしいと言われて電話を受け答えすることも1本2本ではございません。でも、そのたびに私は、自分が議員をしているからと自分に言い聞かせながら、そういう皆さんの意見をしっかりと耳を傾け、そして、どうしたらこのコロナがいつ収まるんだろうかということを考えながら日々過ごしてまいりました。これからもそうしたいと思っております。

ぜひ、町長をはじめ職員の皆さん、本当に大変だろうと思っております。いろんなところで大変な事態が出てきた場合に、真っ先に頑張らなきゃいけないのはトップから職員の皆さんです。ぜひ今度のコロナを教訓に、私たちはお互いがお互いをいたわり合う。そして尊敬できるようなまちづくりができるような終わり方をできればいいなと思って賛成したいと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）〕は承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第50号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第50号専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほども申し上げましたが、数字をいただきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 議案第50号補正予算（第5号）につきましても、営業時間短縮要請の期間延長に伴い延長された期間に対する協力金を増額するものでございますので、対象となる店舗数につきましては先ほどの49号と同じく、店舗数につきましては

は200店舗となっております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）〕は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第51号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第51号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 同じ答えになると思いますが、数字をいただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 同じでございますが、町内の飲食店200軒を対象と見込んでおります。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕は承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第54号

- 議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

- 11番（中村 末子君） 町内の全ての業者の対象者数は何件でしょうか。また、売上げ減少の影響を受けた中小業者全てとありますが、中小事業者の基準とは何でしょうか。

中小事業者だけでなく町民もどこにも行けない。おうち時間のためにストレスが発散できず鬱状態になっている人もいと聞き及んでおります。事業者だけでなく、町民全般に向け何か支援は考えられなかったのか、そのことによって財政の不公平感が払拭されると考えますが、どうでしょうか。

- 議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

- 地域政策課長（日高 茂利君） 高鍋町内の全事業者数につきましては、平成28年経済センサスの調査結果では1,089事業所となっております。今回の支援金の対象件数につきましては、その算定に当たりまして、昨年度実施いたしました高鍋町緊急対策支援事業、こちらの実績値等を参考にいたしまして、480事業所を見込んだところでございます。

また、中小企業者の基準につきましては、中小企業基本法の規定に準拠することとしておりまして、具体的に申し上げますと、資本金の額または出資の総額及び常時使用される従業員の数で判断するものでございます。

- 議長（緒方 直樹） 副町長。

- 副町長（稲井 義人君） 事業者だけではなく、町民の皆さん全般に向けた支援は考えられないかということについてですが、町民の皆さんから様々な御意見をいただきながら、必要な支援等があればその都度検討してまいりたいと考えております。

- 議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

- 11番（中村 末子君） これは高鍋町独自で、先ほどの議案でも、私は本当は質疑をすればよかったんですけども、本当に考えた支援内容だと私は思っているんです。だから、そういった内容について、ちょっともっと詳細に詳しく答弁していただきたいと思います。

先ほど副町長が、そういう要望があればということでしたので、そういう要望を、私も今総括質疑の答弁を聞いていれば、ひょっとしたら一般質問に上乘せしてやることができたのかもしれませんが、それは私が一般質問したからとか、誰が一般質問をしたからということではなく、町民の皆さんの声をしっかりと議員にも聞いていただいて、こう

いうふうなのをしたほうがいいんじゃないかということで、ぜひ声を聞いていただくチャンスをお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 今回の町内事業者緊急支援金の概要について御説明をさせていただきます。

宮崎県独自の緊急事態宣言等に伴いまして、行動要請が発出されておりますが、こちらにより著しく影響を受けております町内の事業者に対して緊急支援金を支給するものでございます。

県によります緊急支援策といたしまして、緊急事態宣言期間中の売上げが前年または前々年の同月と比較して50%以上減少した県内中小事業者を対象に支援金の支給がされることとなっておりますが、このたび、本町独自の支援策といたしまして、比較要件のほうを50%以上の減少から30%以上の減少率に緩和した町内中小事業者支援金を支給いたします。

支給額といたしましては、1件あたり10万円でございます。対象は、先ほど申し上げました町内全ての中小事業者で480事業所を見込んでおるところでございます。事業費といたしまして支援金4,800万円のほか、事務費といたしまして口座振込手数料5万3,000円、受付審査業務委託30万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 今回の支援につきましては中小事業者がメインになっております。これは高鍋町におきまして、その中小事業者というのが児湯郡の中では大きな割合を占めております。ということはどういうことかといいますと、高鍋町の産業の大きな割合を占めておりますので、今回この支援に踏み切ったわけでございます。

これまでも、皆さんの声を伺いながら、その都度必要な給付金等の支給を行ってきたところでございますので、今後につきましても限られた財政状況の中で、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを勘案しながら、対象者も含めまして必要な支援を検討する努力をしていきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 3回目ですので最後なんです、この間、やはりもう長く続いているために、もう顎が出てしまっている。もうこれ以上続けられないといった業者の皆さんの声が、私もたくさん聞こえてくるんですが、高鍋町のほうでは一体どのぐらいの業者の皆さんがもう廃業を考えていらっしゃるのか、もう既に廃業されたのかという数字は持っていらっしゃるのでしょうか。

それと、そういうことをしっかりと悩みを聴いていく、担当課としてどういった対処方法、何か貸付金も含めて、やはり貸付金も利息を払わないといけないとか、利息分はいいんだけど、結局あとどれぐらいまでかかるか分からないといった状況のときに、家賃

だけお借りするとか、中に必要なものが何かあるんだそうですね、いっぱい。家賃だけでなくいろんなカラオケ、そこに設備されているもの、いっぱい借りていけば大体7万円ぐらい必要になってくるということをお聴きしております。だから、それらのうちのお金をもう払えなくなったらもうやめるしかないねと。だから、働いていらっしゃる飲食業の方で、要するに従業員の皆さんにはやめていただくということしかできないんですけれども、でも借りているその品物についてはもうきちんとお支払いをしないといけない。だから大変なんですということで、貯金を取り崩してどこまでやれるか、頑張っていきたいんですけどという話があるんですが、そういうところの調べというのはどこまで進んでいるのか、そこを知りたいなと思うんです。そうでないと、もう本当、いっせいのせでもうやめますというふうになって、お店が全部閉まってしまったら、もう今まで全部一生懸命お金をつぎ込んできたことというのも悲しい記憶になるんじゃないかなというふうに思いますので、どのような、そういったデータを取られているのか、そして、これからどういう対策を立てていってあげればそういう飲食業の皆さんがしっかりと前を向いて続けていくことができるのか、どのように考えておられるのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

町長もお答えいただける大変ありがたいんですが。いや、町長だけじゃないですよ。数字のところは担当課に答えていただきますが、そういう飲食業の困っている実態というのを多分お聞きになっていると思いますので、そこについてはやっぱり町長の思いをしっかりとこの際、皆さんに伝えていただければいいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 廃業等につきまして、個別のお問合せは、商工会議所ですとか地域政策課の窓口のほうでまれにお聞きすることもございます。金融機関等の融資でありますとか今回の町の支援金事業などを御紹介させていただいているところがございますが、町内金融機関のほうとも情報のほうは共有させていただいております、そちらのほうでも何かしら低利の融資であるとかそういったことが検討できないかというようなこととお話はいただいているところでございます。今後具現化していく必要があるのかなというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お尋ねでございます。高鍋町中小企業、いろんな産業が今コロナ禍の中、大変厳しい状況であります。私も商工会議所の関係をしておりましたので、常に役場の職員以外にも商工会議所の人たちともいろんな話をさせていただきながら、どこか厳しいところはないかということは常に、飲食業だけでなくいろいろ話をさせていただいて、どういう支援があるかということをいろいろと議論をしているところでございます。

また、飲食業のことにつきましても、私は毎晩8時から夜家内と歩くものですから、皆さん本当に厳守しながら電気を消しておられます。私はパトロールをしているわけではご

ざいませんけれども、ちゃんと守っておられるな、大丈夫だろうか。また歩いている人も飲みに出ている人もいないんです。厳しいです。

高鍋町の飲食業というのは、私は伝統文化であり、この地域の中では大きな個性を持った産業であるという認識を持っています。この育成支援というのは極めて重要でありますし、これを守っていくことは自主財源の乏しい高鍋町にとりましては大きな産業ですので、この火を消すわけにはいきませんので、何とか、プレミアム商品券がよく売れているというのを会議所から報告を受けて安心して居るところです。ぜひとも自粛が終わったら飲食店に顔を出していただく、あるいは積極的に支援していく。そういう努力を町民の皆さんとともにしていかなければならないと考えて居るところです。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第55号

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第10号

日程第18. 議案第56号

日程第 19. 議案第 57 号

日程第 20. 議案第 58 号

日程第 21. 議案第 59 号

日程第 22. 議案第 60 号

日程第 23. 議案第 61 号

日程第 24. 議案第 62 号

日程第 25. 議案第 63 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 7、議案第 55 号令和 2 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 25、議案第 63 号令和 3 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 55 号令和 2 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、質疑を行います。質疑はありませんか。11 番、中村末子議員。

○11 番（中村 末子君） 建設改良積立金へとあるんですけども、建設改良についての具体的な思案はあるのか、また、どのくらいの費用がかかると見込んでいるのか。全体的な見直しをしなければならない時期はどのくらいと判断しているのか。また、そのための資金としてどのくらいの積立てを計画されているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 建設改良についてでございますが、特に具体的な思案は今のところございませんが、毎年約 6,000 万円程度の工事及び委託を発注しておりますので、その 6,000 万円に近づけるよう建設改良への積立てを考えているところでございます。ちなみに、昨年度は 6,000 万円を上回る分は減債積立金へ積み立てたところでございます。

大規模改良につきましては、近い将来、上水施設等の更新工事が予想されますが、現在、その手法等の検討を行っているところでございまして、今のところ詳しい資金計画はまだ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11 番、中村末子議員。

○11 番（中村 末子君） 一応今答弁があったから、ちょっと私、提案も含めて質疑があるんです。

というのは、更新事業を控えているということなんですけれども、更新事業を控えていくためには何らかの予算措置というのをしっかりと確保していかないと、これが全て水道料金に反映していくという状況になるとかなり厳しい水道料金になるんじゃないかなと。また負担が増えるということになると大変な状況というのが住民に課せられてくる部分があるのではないかと大変心配するんです。

そのためには、十分な前もっての予算配分、そして更新事業には大体どれくらいかかるのかということも含めて、しっかりと数字を見ながら、どうしたらいいのかというところ。

これは水道事業会計、いわゆる企業会計に関しては国の補助事業というのはあるのかないのか、そこを含めてしっかりと対策を立てていく必要があると思いますが、それについてはどのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 水道事業につきまして、国の補助ですが、あったとしても3分の1の補助となります。現在、そこも含めて、何かそういう補助事業が使えないかとかいうところの思案をしているところでございます。

資金関係につきましてでございますが、そこも含めて、当然、水道料金へ反映することも考えられますので、なるべく住民への負担が少ないような資金計画となるように今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第1号令和2年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 令和2年度一般会計歳入歳出決算の財政において、私が今回一番気になったのは、2年連続で実質単年度収支が赤字になったことと、経常収支比率の改善ができていないという点です。

経常収支比率に関しては、令和元年度、3年ぶりに上昇に転じ、2.5%アップの94.1%、そして、今年度はさらに上昇し2.3%アップの96.4%になり、2年間で4.8%もアップしております。

また、真の赤字基調かを判断する実質単年度収支は、令和元年度は約5億円、令和2年度は約4億円の、2年間で約9億円の赤字となっております。

そして、今回上程されています補正予算（第8号）の後には、財政調整基金の残高は11億4,200万円程度となり、このままのペースで取崩しが進めば三、四年で基金が底をつくことも考えられます。

これから公債費の償還がピークを迎えることと、高齢化による扶助費の増や公共施設の更新事業を控えていることなども考えますと、まず財政状況の改善が必要だと思いますが、これからも当分コロナ禍も続き、歳入の減、歳出の増加が見込まれる中、町としてこの状況をどう捉え、これからの高鍋町の財政についてはどうお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 経常収支比率についてでございますけれども、高い数値の推移が続いております。令和2年度には前年度から2.3ポイント上昇して96.4%となっているところでございます。

これにつきましては、歳出において令和2年度に会計年度任用職員制度が創設されたことにより人件費が増加したため、経常経費充当一般財源が増となったことに加えまして、

歳入におきまして新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる町民税法人税割及び使用料の減少に加え、普通交付税が減少したことにより経常一般財源が減となったことによるものと分析しているところでございます。

公債費につきましては、令和2年度決算におきまして6億8,860万円でございますが、令和9年度には10億円に達するものと見込まれております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、町民の皆様が安心して暮らしていくことができるように感染への対策を十分に講じるとともに、真に必要な行政サービスを提供していくことは我々行政の責務であり、それに伴う財政負担は当然必要であるものと考えているところでございます。

確かに、財政分析のための各指標の数値は、その時点における財政状況を判断するために重要な指標でございます。しかしながら、数値のみにとられるばかりでなく、長期的な視点に立ち、町民の皆様のために今何をすべきかを念頭に置いて、その財政数値に至った要因を十分に分析した上で財政経営に当たることが今求められているものと理解しているところでございます。

持続可能な行政運営を維持するために既存事業の見直しは必要不可欠でございます。真に必要とされる行政サービスの選択と集中を図るとともに、ふるさと納税の推進、地域産業の振興及び新たな企業誘致による自主財源の確保、より有利な補助事業及び起債の活用、利率の高い時期に借入れを行った起債の借換え、利率の見直し及び減債基金を活用した繰上償還等、有効と思われる手段は全て活用するという気構えの下、財政経営に当たらなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 次に、令和2年度決算の歳入からですが、令和2年度の地方交付税は18億8,682万円で、前年度より1億6,278万円の減額となっており、うち普通交付税は17億1,282万円で、1億5,947万円の減額となっております。

そこで、令和2年度決算で地方交付税が減額になったことについて、地方交付税の仕組みから質疑をしたいと思います。

地方交付税は、地方自治体間の財政の不均衡を解消するために国から交付されるものですが、町の自主財源であります町税の税収が上があれば交付税は減るという仕組みとなっております。もう少し詳しくいいますと、計算式としては、国が示した計算式で計算した町の標準的な経費であります基準財政需要額から、国が示した計算式で計算した国の税収見込額の75%であります基準財政収入額を引いた額となり、もう少し分かりやすくいいますと、例えば、町の税収が1億円増えたとしたら交付税が7,500万円減り、実際に町に残るお金は2,500万円になるということです。

そこで、本題の、今回高鍋町の交付税が減額となった原因については、基準財政需要額の増、固定資産税や地方消費税交付金の増により基準財政収入額の増が上回ったというこ

とですが、基準財政収入額の地方消費税交付金が昨年度より約8,400万円増えていることは決算審査意見書からも分かりますが、固定資産税の増加の原因は意見書にも記述されていません。そこで、基準財政収入額の固定資産税が増加した原因と、できればその原因に関する項目の金額も、分かれば教えてください。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 基準財政収入額における固定資産税が増加した原因でございますが、太陽光発電設備等の償却資産の増、継続的な新築家屋の増及び企業立地による家屋・償却資産の増が主な原因となっております。

金額についてでございますが、固定資産税の基準財政収入額は約9億1,500万円で、前年比約1億6,400万円増加しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 今いただいた答弁で、基準財政収入額の増加のうち固定資産税の増については、企業立地等により1億6,400万円程度増加したということですが、令和2年度の実際の固定資産税収入の増加額は約1,900万円程度です。収入の見込額と実際の収入には差がないのが理想ですが、今回の基準財政需要額の増加と実際の固定資産税収入に差があることの原因は、企業誘致や奨励条例による固定資産税課税免除が主な要因ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議員のおっしゃるとおり、固定資産税の決算額と基準財政収入額の差の主な要因につきましては、立地企業等への課税免除によるものでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 古川議員のほうから数字的にもしっかりと明らかにしていただいて、高鍋町の財政がいかに逼迫してきているかということがこれで明らかになったと思います。

それで、私も十何項目挙げておりますので、順次読み上げます。読み上げたところで休憩しますか。1時間たちましたけれども。どうしますか。

○議長（緒方 直樹） そうですね。読み上げてから。

○11番（中村 末子君） 読み上げてから休憩でいいですか。はい。

それでは、監査委員の意見書を読み解きますと、先ほども古川議員が質疑をいたしましたけれども、主要財源指数の推移から見て、経常収支比率70%以下が望ましいとあります。この数値から見ると、資金不足には陥らないものの、かなり高いと感じておりますけれども、結果を見てどう感じておられるのか。

先ほどの古川議員の質疑に対して、私が非常に気になった財政経営課長の答弁で、「数値にとらわれるのではなく」という発言があったんです。いつも私申しております。人間はうそをつきますけれども数字は絶対うそをつかない。また、数字がなければ自治体運営が絶対できない。そこだけは財政経営課長、これは違う答弁だと私は思っております。だ

からこそこういった質疑を行ってきているわけです。

コロナ関連予算を除くとどのくらいの決算規模となり、事業者支援についてはその成果はどう反映してきたのか。事業者については国と直接やり取りして支援を受けていると聞いておりますが、その調査を行ってきたのかお伺いします。

税収減についてはどのような判断の下、財政運営を行ってきたのか、どのような事業に重点を置き運営してきて、その成果はどうだったのか、どう判断しているのかお伺いします。

住宅使用料に関して、その債権を放棄するなどしてかなり滞納整理を行ってきたと考えます。それはどのような試算を行い判断を行ってきたのかお伺いします。

また、監査委員の意見書では、収入済み額は増加、収入未済額は前年度比較で減少しているというのはある意味当たり前のことであり、職員の努力によるものであったのか、そこをきちんとお伺いしたいと思います。

校内通信ネットワーク事業を整備してきたが、いつからの運用となり、方向性は示すことができたのかお伺いしたいと思います。

コロナ禍にあり、定額給付金をはじめ子育て世帯への支援など、現金を給付する事業がありましたが、どのような成果というより、そのお金がしっかりと目的に合った使い方ができてきたのか調査はしていないと考えますが、どのような判断をされているかお伺いします。

社会資本整備事業については、年次及び数年間の計画を行い、行っていると考えますが、計画の進捗度及び遂行されてきたかお伺いしたいと思います。

自主財源と依存財源については、構成比から考えて、例年よりどのような変化があったのかお伺いします。

併せて、地方交付税については減となっておりますが、コロナ禍にあり様々な減税などがあり、固定資産税、地方消費税増があったとしても税収減は当初から見込まれていたと考えますが、どうでしょうか。

固定資産税の伸びの主な理由は何か。先ほど答弁がありましたが、同じくまた答弁をしていただけたらと思います。

不納欠損額については、監査委員の意見書には、税負担の公平性を担保するために適法処理が要望されているが、適法でない場合も存在してきたのかお伺いします。

令和2年度はコロナ禍であり、様々な行事運営が中止など余儀なくされ、観光などを収入源としている業者、商店街、飲食業など打撃を受けたと考えますが、業者などからの提案等はなかったのかお伺いします。

コロナについて、クラスターを含め個人情報保護の立場で町民へは知らされませんでした。それがあある意味住民の一部のところでは、これぐらい大丈夫、どうせ名前などは出ないからなどの理由をつけて焼き肉会をして、飲んでしゃべってという事例も県内では出ているようです。

これらを含め、高鍋町では屋外アナウンスで呼びかける音声がむなしく聞こえたときもありました。音声以外にどのような対策を講じてきたのかお伺いします。

総務費、教育費などについて、令和元年度と比較すると大幅な伸びがあります。その原因及び成果はどうだったのかお伺いします。

それと、それに引換え、減額した農林水産業費はどのような理由で、それでも通常と変わらず問題と生じなかったのかお伺いします。

ふるさと納税についてはどうでしょうか。どんな成果があったのか。また、都農町などと比較するといけないとは思いますが、どこがどう違うのか、きちんと精査してきたのかお伺いします。

消防費については、機材その他備えなければならない備品については、他町消防団と比較してどうだったのか。

教育費では、まず体育館などの開放については、利用者からお礼をとのことでしたので感謝を申し上げたいと思います。総合体育館改修工事について、当初はアリーナ冷暖房設置なども検討されたと思いますが、どのような経過で見送ったのか。問題が発生したのか、見送ったことによる成果はどう判断しているのかお伺いしたいと思います。

構成比とは関係なく、義務的経費についてはどのような考えのもと精査してきたのか、その成果はどのようなものかお伺いします。

補助金等交付の成果は何でしょうか。まあ、補助金の主なものを、自治公民館補助とか、社会福祉協議会とか、お客さんが少ないのにか挙げておりますけれども、なぜ地方バス路線補助をしているのかというのが非常に気になるんです。それより買物などの交通手段のないお年寄りのために何か手だてが打てなかったのかお伺いしたいと思います。

また、高鍋町プレミアム商品券への補助によりどのような成果が出てきたのか。企業立地補助により人口増や税の収入増など、具体的にどのような成果が出ているのかお伺いしたいと思います。その他の補助金でも、特に成果が顕著なものについての答弁を求めたいと思います。

公債費の考え方として、どこにどのくらいと投資を行えば高鍋町にとって利益が還元されるのか、予想とその成果について問います。

契約関係では、入札残などがあるようですが、指名競争入札、随意契約などはどのように判断してきたのか。そのことによる成果は出ているのか。また、随意契約になると職員との関係性が疑われたりすることもあるかと思いますが、そのことについてはどのような配慮を行ってきたのかお伺いしたいと思います。

出捐金については、返済を求めるとの話合いは継続して行われているのか聞きたいと思います。

以上、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ここで一時休憩にしたいと思います。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。町長。

○町長（黒木 敏之君） 財政収支比率、少し高くなってきているんじゃないかというふうなことについての御質疑でございました。

令和2年度の決算におきましては、前年度と比較して2.3ポイント上昇し、96.4%となったところでございます。会計年度任用職員制度の移行による人権費の増をはじめ、普通交付税及び臨時財政対策債が減少したことなどが要因である旨、財政経営課長のほうから報告をありました。

また、令和元年度の決算における全国の市町村においては、全1,718の市町村のうち61.9%に当たる1,064市町村が90%以上となっているわけです。この経常収支比率が70%以下が望ましいとありますけど、70%以下の市町村というのはまれでございます。バブル期の判断かというぐらい、今経済の中で、宮崎県内においても一番経常収支比率が低いのが木城町です。電源の財源を持っておりまして、しかも面積が広く人口密度低い、これで81.2%でございます。70%以下というのはあり得ないわけでございます。

それから、全国的に、この経常収支比率は増加傾向にある旨も併せて説明させていただいておりますが、やはりこれからというか、今、全国的にコロナ禍もあります、税収減、それと高齢化社会を迎えているということです。それから、生活保護あるいは福祉に対する扶助費の上昇というのが極めて大きくなっているということです。認知していく必要があるというふうに思います。

財源の乏しい、面積も狭い、しかも人口密度の高い町での町民へのサービスというのは、高鍋町はこの経常収支比率を見てこれもそうなるんですけども、よくサービスをやっているというふうに考えます。

ただしかし、御指摘の今回の結果につきましてでございますが、継続して財政の健全性を維持していくための努力をしていかねばならないという思いを抱いているところでございます。

令和2年度第4回定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、着実な施策の推進のために、必要かつ適切な支出をした結果であると受けているところでございます。

経常支出を低減させるためには、これは極めて重要なことですが、実際、自主財源が乏しい我が町としましては、今後も産業振興、これは極めて重要です。これはどこの市町村、首長も同意されます。そして特に、企業誘致により税収の増、それから雇用環境の改善、関連事業ですね、関連事業というのは部品、原料、納入業者あるいは建設設備業者、住宅不動産業者、あるいは飲食業、農業、商業、小売業、企業誘致に関連する事業の発展に努力するとともに、関係人口を含めた人口の流入、地域の活性化に積極的に取り組んでいかねばならないと考えるところです。

また併せて、高齢者が生き生きと健康に暮らせる仕組みづくり、医療費低減を目指した取り組みです。ウォーカブルシティ、歩きたくなる町、それとスマートウエルネスシティの取組というのを掲げておりますけれども、残念ながら今コロナ禍の中で対応が少し遅れております。

それとまた、雇用環境の改善による生活支援者の家庭の支援等の取組、また扶助費の低減にも取り組んでいかねばならないと、そのような施策に取り組んでいく必要がこの経常収支比率の改善には重要であると考えます。

財政支出バランスも、このバランスが大事です。これを視野に入れ「木を見て森を見ず」このことわざにありますように、目先の物差しにとられることなく、町政は積み重ねでございます。長期的な展望に立って積極的に様々な施策を実践し、産業振興、どこの近隣の町村長も皆さん言います。産業振興、企業誘致をしなければいけないとおっしゃいます。自主財源の大きな柱である町税の増収に努力してまいりたいと思います。

もちろん、地方交付税等はもらえればただかなきゃいけない。しかし、地方交付税に頼ったり、あるいは過疎債に頼るようなそんな町になるわけにはいけないのです。自主財源です。町税を上げていくには積み重ね積み重ねしながらですね。大きな柱である自主財源、町税を増やしていくこと、これが極めて重要であるということを申し伝えておきます。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。

財政経営課関係部分について、お答えをいたしたいと思います。

まず、コロナ関連予算を除くとどのくらいの決算規模となるかという点でございます。

令和2年度の決算額についてでございますが、歳出決算額126億9,511万円から、新型コロナウイルス感染症関連の決算額26億7,905万3,000円を除いた100億1,605万7,000円でございます。

次に、税収減についてどのように判断し、財政運営を行ってきたかについてでございますが、令和2年度決算におきましては、町民税・法人税割の額が6,817万4,000円減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものと分析しているところでございます。

税収が減少する中におきましても、新型コロナウイルス感染症対策及び町長の施政方針に掲げる事業を重点的に推進し、特に新型コロナウイルス感染症対策におきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用しながら影響を大きく受けた事業者の皆様の支援や感染防止対策など、きめ細かな対応を行ってきたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策以外につきましても、農畜産業支援や福祉の充実、教育支援など、幅広く事業を実施してきたところでございます。

次に、自主財源と依存財源の構成比についてでございますが、令和元年度決算におきましては、自主財源が51.3%、依存財源が48.7%、令和2年度決算におきましては、

自主財源が38.8%、依存財源が61.2%となっております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策における国・県支出金の増が大きく影響しているものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減につきましては、感染の拡大状況や町民生活への影響を注視し、税収減となることを十分に考慮しながら財政運営を担ってきたところでございます。

次に、総務費と教育費の増額、主な要因及び農林水産業費の減額の主な要因についてでございます。

総務費の増額の要因は、特別定額給付金事業1人当たり10万円を出しておりますが、それが大きく増となっているものでございます。教育費の増額の要因は、GIGAスクール関連事業及び総合体育館大規模改修事業の増、農林水産業費の減額の要因は、令和元年度に行いました高鍋温泉めいりんの湯の各種修繕及び大規模改修、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金及び災害復興対策営農支援事業補助金の反動減が主な要因となっているものでございます。

それぞれの事業の成果等につきましては、特別委員会におきまして各事業担当課から説明いただくように依頼をしたところでございます。

次に、ふるさと納税についてでございます。

令和3年6月議会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、全国的に寄附の平準化が進んだことや、国の基準に沿って返礼品の見直しを行ったことなどが影響し、寄附額は令和元年度と比較すると4億1,137万6,102円減少し、12億355万3,260円となっております。

寄附額は減少はいたしました。ふるさとづくり基金への積立金は5億9,357万1,380円となり、基金残高は2億1,048万6,380円増加しております。また、返礼品提供事業者の皆様の御協力もあり、新たに約200品目の返礼品の登録を行ったところでございます。

寄附受入額が多い都城市や都農町につきましては、豊富な地域資源やその資源を加工する企業を有しており、それぞれの自治体の強みとなる地域資源を生かした運営により、全国でもトップクラスの寄附受入額を得ているものと分析しているところでございます。

国が定めたルールを遵守し、返礼品提供事業者の皆様と連携しながら、魅力ある返礼品を提供することで、高鍋の魅力を全国に発信するとともに寄附者の方々に喜んでいただけるよう努めてまいります。

次に、義務的経費についてでございますが、御存じのとおり義務的経費は歳出のうち人件費、扶助費及び公債費で構成されているもので、法令の定め等に基づき支出が義務付けられ、任意に削減することのできない極めて硬直性が強い経費でございます。したがって、ほかの経費と比較すると精査の余地はほとんどございませんが、扶助費につきましては町民の皆様の福祉の向上、公債費につきましては財政負担の平準化がそれぞれ図られることがいわゆる成果と言えるのではないかと考えているところでございます。

次に、補助金の交付についての成果でございますが、財政経営課において総体的な答弁をさせていただきます。

補助金は、一般的に特定の事業等を育成し助長するために、町が公益上必要があると認められたものに対して反対給付を求めずに支出するものでございます。令和2年度におきましては、270件の補助金を交付したところでございます。

その成果についてでございますが、例えば団体への補助金にあつては、当該団体の活動を支援することにより公益的活動をより積極的に担っていただくことができたといったものや、給付型の補助につきましては、産業振興、福祉の向上、教育の充実等を図ることができたなど、補助金交付の目的に沿った成果が得られたものと判断いたしております。

続きまして、公債費の考え方についてでございます。

地方債は、災害復興事業費や公共施設または公用施設の建設事業費の財源とする場合など、地方財政法第5条に定められた場合においてのみ発行できる債務であり、地方債を発行することによって目的とする施設建設等が実現でき、住民の利便性の向上等が図られるものでございますが、利益が還元されるというものではないと考えるところでございます。

公債費につきましては、町といたしましては少しでも財政負担が軽減されるよう、その元利償還金に対して交付税措置が講じられ、地方債を優先的に発行するとともに、将来的な公債費の見通しを立てるなど、計画的な地方債の発行に努めているところでございます。

次に、指名競争入札、随意契約の判断についてでございますが、基本は指名競争入札により契約の相手方を決定いたしております。随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2の規定において、随意契約ができる場合が定められており、予定価格が高鍋町財務規則第120条で定める額の範囲内である場合や、緊急の必要により競争入札に付することができない場合等に随意契約による契約を交わしております。

なお、随意契約であっても、特別な事情がない限り2者以上から見積書を徴し競争することとしており、このような法令に基づく手続で競争性を発揮されることにより履行の品質を確保しつつ、経費節減が図られているところでございます。

次に、随意契約時の配慮についてでございますが、緊急性が高いなどの事情により、1者と随意契約を交わす場合におきましては、随意契約でなければならない理由及び契約の相手方の選定理由を記した随意契約理由書の提出を求め、これらの正当性、透明性を確認することにより、職員と業者との不適切な関係性を排除しているところでございます。

次に、出捐金についてでございます。

出捐金は当事者の一方の意思に基づき、財政上の損失としてほかの者に利得させるものをいい、地方自治法上は出資による権利であり、公有財産として区分されているものでございます。お尋ねの件につきましては、確認できたものにあつては、いずれも仮に当該法人等が解散等をした場合、清算後に残余財産があるときは、出捐金を返還する旨の規定が定款等に記載されていることを確認をいたしております。

財政経営課関連部分は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。

地域政策課関係部分についてお答えいたします。

まず事業者支援につきましては、各種の支援を実施することにより事業者の経営の安定化を図り、事業の継続につながっているものと考えております。また、町の支援事業に申請される事業者につきましては、申請時に確定申告書の写しなど営業実態が把握できる資料により確認をしておるところでございますが、国等へ直接申請される分につきましては、申請に関する情報が提供されないことから把握をしておりません。

次に、事業者からの提案についてでございますが、直接的な提案等はございませんでしたが、町内の各飲食店が連携して特典付の2次会マップを作成されるなど、事業者間による独自の取組も行われていたようでございます。

次に、地方バス路線維持費補助金につきましては、廃止路線代替バスの運行をはじめ、生活交通路線や児童等の通学手段に必要なバス路線を維持することを目的とするものでございます。また併せまして、町内の交通手段の確保のため「なでしこバス」を運行しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして利用者が減少しております。よって、利便性の高い交通手段を確保するためにも本町の公共交通体系の見直しを検討することとしております。

次に、プレミアム付商品券発行事業の効果についてでございますが、域内消費を喚起する目的で発行したものでございまして、一定の消費押し上げへ効果があったものと判断しております。

次に、企業立地補助金についてでございますが、令和2年度はキヤノン株式会社とエイムネクスト株式会社へ補助金を交付しておりまして、雇用促進奨励金の対象となります新規雇用者数のほうは2社合わせて72名でございました。また、新規雇用を含みます全従業員数につきましては1,142名でございます。企業立地の効果は将来的な税収の確保につながるもののほか、雇用創出効果や町内消費等により地域経済の波及効果があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。

税務課関係部分について答弁いたします。

まず、住宅使用料についてでございますが、手続の違いはございますが税の滞納整理方針と同様に、早期催告等を基本に滞納整理を行ってまいりましたが、令和2年度につきましては、新たに民事訴訟法による支払督促や和解による未収金の徴収を行ったことで、収入未済額は大きく減少したものでございます。

次に、固定資産税の主な増収原因でございますが、太陽光発電設備等の償却資産の増加、近年継続的に新築家屋が増加していることが主な要因と判断をしております。

次に、不納欠損についてでございますが、全て法律に基づいて処理を行っております。
以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。

教育総務課関係部分についてお答えいたします。

校内通信ネットワーク事業整備してきたが、いつからの運用となり方向性は示すことができたのかという御質疑についてお答えいたします。

昨年度で児童生徒用のタブレットのパソコンの整備、それから校内ネットワーク通信整備は終わりました、今年度から実際に運用を始めているところでございますが、様々な課題が出てきております。

具体的に例を挙げますと、教師用のタブレット・パソコンの必要性、児童生徒が一度に使用すると通信速度が極端に低下するために改善が必要であること、それから効果的な教育支援ソフトの導入、また周辺機器の整備、教職員の研修の必要性、それから自宅持ち帰りを可能とするための自宅のWi-Fi環境整備や、もし破損した場合の補償といった条件整備など、解決しなければならないことがまだまだ多く残っている状況でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。

定額給付金の使途についての御質疑でございます。

定額給付金の使途について、町独自の調査は実施しておりません。収入等の状況によってその使途は異なり、給付金の意義や捉え方も様々であるものと考えておりますが、一般的に家電製品の購入、貯蓄等に充てられた部分もあると伺っております。

しかしながら、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家庭の支援を行うという給付金施策の目的につきましても、おおむね達成されたものと判断をしております。

次に、消防費について機材その他、備えなければならないものについての比較ということの御質疑でございますが、消防費における機材等の配備について、他自治体との比較は行っておりませんが、予算審査説明時に配付をしております消防庁が示す消防団の装備の基準に基づき、年次的に配備をしているところでございます。

令和2年度におきましては、消防団員の安全確保のための装備として、救命胴衣100着、耐切創性手袋120組、チェーンソー防護服30着を配備したところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。

新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉課所管の給付事業についてでございますが、国庫補助事業として5つの給付事業を実施いたしました。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金事業とその事業に町単独で上乗せ補助を行った子育て世帯応援特別給付金事業は、小中学校の臨時休業や保育所等の登園自粛要請などによる家庭での養育や経済的負担を軽減するため、児童手当受給世帯を対象に実施いたしました。

ひとり親世帯応援給付金事業は、生活困窮、生活要支援の傾向にあるひとり親世帯を対象に、コロナ禍における経済的負担を軽減するため、また赤ちゃんすくすく応援特別給付金事業は、令和2年4月28日から令和3年4月1日まで、この間に出生した世帯を対象に、安心して出生・子育てができるよう経済的負担を軽減し、お子様の健やかな成長を支援するために実施いたしました。

最後に、園児応援特別給付金事業は、町内の教育・保育施設におけるクラスター発生に伴う臨時休園や登園自粛要請などによる家庭での養育や経済的負担を軽減するため、園児がいる世帯を対象に実施いたしました。

いずれの給付金も、その目的に応じ、対象となる子育て世帯の精神的・経済的な負担軽減が図られたものと判断しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。

社会資本整備事業につきましての御質疑ですが、つきまして、令和2年度は社会資本整備総合交付金事業で、町道4路線と橋梁補修、公園長寿命化計画に基づく公園整備や町営住宅の外壁等改修、木造建築物耐震化改修補助などを実施しております。

以前は、要望額に対し内示額が低い時期があり、進捗が遅れる状況がありましたが、近年は要望に近い額の内示となっておりますので、順調に進捗しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。

新型コロナの感染防止対策への取組についてでございますけど、具体的に取り組んでいただきたい対策を掲載いたしました。チラシを作成し、お知らせのかなべに併せて全戸配布を行ったり、新聞の折込チラシでの配布を行ったところでございます。

また、町内での感染が確認されたタイミングでメール、それからLINE、それからフェイスブックを活用しまして、感染防止対策への取組を行って、また併せて人権への配慮について広報しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。

総合体育館の冷暖房設置についてでございますが、冷暖房を設置した場合の事業費、これは設計額ベースですが約8億2,000万円に対しまして、活用する財源であります防衛省の補助は、冷暖房を設置する・しないに関わらず定額で約2億5,000万円ということでした。

町の負担額が約5億7,000万円とかなり多額となる見込みであったため、町長・副町長をはじめ関係各課と協議をしまして、冷暖房設置を取りやめることで2億円以上の事業費圧縮が図られるということから、財政状況等を踏まえ総合的に判断し、冷暖房設置を見送ることとしたものでございます。

また、見送ったことによります成果についてでございますが、工事費の圧縮、また後年度の維持管理費等の財政負担の軽減が図られたというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

自分がたくさんしておきながら、今度は、2回目は何をしようかというような思いがありますが、まず最初の、町長に答弁をいただいたところで、私ちょっと理解に苦しむところがあるんですよね、1か所。いやいやいやいや、理解に苦しむところ、今から言います、町長、すみません。

理解に苦しむというのは、自主財源についてと地方交付税の話をされたくだりがあるんですよね、それがちょっと、私の頭の中ではどういう答弁だったのかというのが、見て言ってるわけじゃないからもし誤解があったら申し訳ないんですが、自主財源が乏しいという根拠は何なのかということをお聞きしたいなと思うんですよ。

そして、その後に地方交付税は必要ないと思うという、一応予測みたいなことをおっしゃったんですけど、それは町長の持論であって、今の形態ではないと思うんですよね。その地方交付税が必要ないと思うというのは、町長の持論だろうと思うんですよ。

○町長（黒木 敏之君） そんなこと言ってないですよ。

○11番（中村 末子君） いや、「ないと思う」って言いやったよ。

○町長（黒木 敏之君） 要らないって言ってない。もらうものはもらわなきゃいけないけれども、地方交付税頼り、あるいは過疎債の……。

○11番（中村 末子君） いや、ちょっと待っちゃって、そしたら、だから、そうだとすると、地方交付税頼みにしたらいけないということは、地方交付税に頼ってはいけないという……。

○町長（黒木 敏之君） もらうものはもらわきゃ……。

○11番（中村 末子君） いやいや……。

○議長（緒方 直樹） すみません。暫時休憩……。

○11番（中村 末子君） だからちょっと……。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（緒方 直樹） それでは再開いたします。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 自主財源が乏しいという根拠は何でしょうか。

それで町長の施政方針に従って財政運営をしてきたという答弁があったと思いますが、どのような施政方針に基づいて、どのような事業を行ってきたのか、そこをきちんとお答えいただければありがたいと思います。そして、木を見て森を見ずとか、そういうことが抽象的な言葉がありましたけれども、具体的に木を見て森を見ずというところは一体どういうところ、私の質疑に対して一体どういうところが木を見て森を見ずになっているのか、そこをきちんとお答えいただければありがたいというふうに思います。

それから、税収減について、先ほど古川議員の質疑に対しても、私の質疑に対しても、同じ答弁が税務課からありましたけれども、どのような判断のもと財政運用を行ってきたのかというところについて、しっかりとその、先ほど言いましたが町長の施政方針に従ったということがありましたけど、税収を考えないでやっているのではなく、税収を考えてやってきた結果なのかどうかということを、そこをきちんとお伺いしたいと思います。

それから、自主財源と依存財源についての問題で、構成比の問題、本当にこの問題というのは今、先ほど答弁があったのは61.2%依存財源、これはコロナ禍にあって特別な財政運用が国とありましたのでこのような結果になったというふうに私も思っておりますけれども、本当に対応できないぐらいの混沌とした状態がここ1年半ぐらい続いておりますので、私は国の財政と地方財政を問うつもりはございませんけれども、やはり私が一番気になるのは、財政経営課長が古川議員に対して答弁した、数値のみにとらわれるのではなくというくだりがありました。だから、数値にとらわれないで、じゃあ私たちは何にとらわれればいいのか、そして必要経費として確かに私たちは必要経費をきちんと出さなければならないと思っております。固定支出っていうか、それはもう出さなければならない。それに対して会計年度任用職員になることに従って、当然、構成比が上がるっていうことは、その会計年度任用職員制度になる前からこれはもう私も予想してたことですし、ちゃんと総務課の人事もそのように予測をしていたところなんです、その予測をしていた事態と現在の結果について、どのような問題点が生じているのか、どのような構成比となっているのか、そこについて答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育総務のほうなんです、今年度からの運用でということで、これは決算ですので何とも言えないんですけども、一度に利用すると速度が遅くなったりとか、自宅のWi-Fi、これはもう以前から一般質問も総括質疑でも行ってきたと思ってるんですね。やはり自宅でのWi-Fiをきちんと整備しないと自宅に持って帰ってできないですよとか、そういうことは言ってあるから、正直な話言うて今さらっていう気持ちがちょっと私の中にはあるんですね。だから、それはやはり視野に入れながら本来ならもっと早くきちんとして整備をしておかなければならなかったんじゃないか、その辺のところ教育委員会なり教育総務のほうではどのように考えてシミュレーションなりいろんな作業を行ってきたのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

企業立地の問題で、企業立地補助により人口増や税の収入増など具体的な内容について

は示されていなかったと私、思うんですね。だから、町長は永友議員の一般質問の中で、やはり2億円もお金が、これは固定資産税の免除とかそういうものが終わった後ですよ、終わった後に、もともと、だから企業立地したことによって2億円ぐらいの大体歳入が出てくる見込みがあると。それは大体これだけで返せるんだと。そのことを言う一方で、その後には今度は竹鳩橋の架け替えの問題で春成議員の質問に対して、今度はまたそれを14億6,000万円使ったお金に、それが返してもらえるんだということを言いながら、春成議員の質問に対して、そのお金は補填せずに、だから財政調整基金に入れるのではなく、戻すのではなく、それは橋を造る経費になるんだみたいなことをちょっと答弁された部分があったものですから、私としては非常に分けてほしいなと思ってるんですよ、ちゃんと財政に関してのしっかりとした認識、そして運用を持っていただかないとどうするかと、財政調整基金をじゃあどれぐらいをつくっていけばいいのか、そして今、コロナ禍にあって高鍋町が財政調整基金をどれぐらい持たなければいけないのかということについて具体的なことは、目標どおりしっかりと最終、令和2年度はそれがシミュレーションどおり来たのかどうかということを中心にきちんとお伺いしたいと思います。

だから、公債費の考え方として、どこに、どのぐらいの投資を行えばということで最初に質疑を行ったと思うんですね。だから、それを判断して恐らく公債費のことを答弁されたんだろうと思うんですね。でも、とにかく住民の利便性は考えてないんじゃないかと、住民の利便性ということではなくということで、どういう、高鍋町にとって、私町民にとってということはおっしゃっていませんので、勘違いされていたら困るんですけど、高鍋町にとって利益が還元されるのか、予想とその成果について聞きますということ、先ほど質疑したと思うんですね。これは書いてちゃんと提出をしておりますので、だから、私が答弁を聞いたかったのは、町民にその利益が還元されたかちゅうことを聞きたいわけじゃない、町にとってきちんとした利益が還元されるということを中心に説明していただければ、それだけでよかったです。

あと、詳細については決算の特別委員会がございますので、その中でしっかりと聞いていきたいと思っておりますので、別段利益が還元されるか、予想とその成果についてということ、そこだけきちんとお答え願えればありがたいなというふうに思います。そうですね。一応、そのところですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。それではここで休憩に入りたいと思います。

午前11時59分休憩

午後1時29分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 自主財源の乏しいという言葉の真意につきましてでございますが、自主財源と依存財源を比較すると、依存財源の割合が高いということを目にしたものであ

ります。

次に、地方交付税に頼らない財政運営につきましてですが、国より交付される地方交付税はいただきつつも、税収の増を図り自主財源の確保を目指してまいりたいという意味でございます。もし議員に対しまして誤解をさせてしまったのであれば心よりのおわびを申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 町長の施政方針に掲げる事業を重点的に推進し、ということをお願いしましたが、具体的なものを申し上げさせていただきます。

施政方針の中では達成すべき目標ということで10項目上げておりますが、その中の一部についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、農畜産業の支援ということで、高品質茶生産技術確立支援事業補助事業ということで、品質低下、茶の枯死を予防するためのクワシロカイガラムシの薬剤等を補助をいたしております。あとJA児湯との連携促進ということで、農産物生産工場転換緊急支援を行っているものでございます。

福祉の充実の項目でございますが、子ども医療費の助成事業、地域子育て支援センターの事業などを行っております。

企業誘致、雇用創出についてでございますが、昨年度は新規の企業誘致はございませんでしたが、既存企業の設備投資に対する企業立地審議会を開催をいたしているところでございます。

商工業支援につきましては、創業支援事業ということで3件の支援をいたしております。

観光支援につきましては、ワーケーションができるように大師堂を整備をいたしたところでございます。

あと人口増加定住支援につきましては、地域おこし協力隊員を募集・採用いたしまして、移住定住の促進と町内企業の人材確保を目的に、「みちはた」を管理運営をいたしております。また移住・定住ポータルサイトの「自分日和」を開設いたしたところでございます。

それともう1点、公債費についてでございます。まず、令和2年度に地方債を起こして充当した事業件数につきましては16件でございます。

次に、地方債充当した主な事業及びその成果でございますが、事業規模の大きなものとしていたしましては道路改良事業、総合体育館大規模改修事業、校内通信ネットワーク整備事業などがございます。これらの事業に着手することにより生活環境の向上をはじめ心身の健康の維持増進、教育環境の充実等が図られるようになったところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課関係部分についてお答えいたします。

GIGAスクール関係ですけれども、これは本来は令和3年度までに整備することとされていたんですけれども、昨年度コロナの関係で令和2年度中に前倒しして整備するように国

のほうから指示がありまして、児童生徒分のタブレットパソコンの整備と校内通信ネットワーク整備という最低限のことしかちょっと行うことができませんでした。今年度から各学校の先生方と協力いたしまして、実際に運用しながら有効に活用していくためにはどうしたらいいかというような協議を重ねているところでございます。

まずは、通信速度の問題は、実際、運用を始めてみると、通信速度の低下が想像以上に著しかったため、今回の補正予算に教育機関向け専用プロバイダーに変更するための経費を計上しておりますので、これで改善できるというふうに考えております。

それから、タブレットの自宅持ち帰りを可能とするための取り組みについてでございますけれども、各家庭でのWi-Fi環境の整備につきましては、特段教育に特化したWi-Fiを整備するものではございません。普通に御家庭で使用されているWi-Fi環境を利用することとなります。まずは自宅にWi-Fi環境があるのかどうかについての調査を行いたい。これは9月中に一応アンケート調査を行うこととしております。

それからWi-Fi環境がない御家庭の支援についてを具体的に検討していきたいというふうに思っております。

それから、学校でタブレットを使用する際に、タブレット利用上のルールというものを町教委のほうで作成をいたしまして現在、児童生徒に配付し、指導を行っております。今後は自宅への持ち帰りを始める際にはこれをさらに見直して、子どもたちだけではなくて保護者の方に対してもタブレットの適切な利活用についての指導を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国保税の収入未済額、滞納など、減少傾向であるようなんですけれども、どのような努力がなされてきたのかお伺いしたいと思います。療養給付費がわずかですが減少している理由は何であると判断しておられるのか。また、コロナ禍にあり受診者が減少したことによるものなのか、それとも特定健診などによる家庭へのアドバイスなどが少しずつ成果として出てきているのか、どのような判断をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 国民健康保険税についてでございますが、早期催告、早期財産調査をもとに適切な滞納処分の執行または執行停止を行うという滞納整理方針に基づき継続して業務を行ってきた結果であるというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 療養給付費が減少した理由でございますが、データ分析をしているわけではございませんけど、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の受診控えが主な要因と考えてます。国・県におきましても同様の要因に伴い医療費は前年度を下回っている状況でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 収入未済額の状況把握についてはどうでしょうか。どのような努力がなされてきたのか、また滞納となる原因は何であるかの調査はなされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 収入未済額の状況把握や滞納の原因についてでございますが、本人との納付相談や財産調査等により調査・把握を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 収入未済額は単純に計量と収入の日にちの違いで生じるのか、不納欠損がないということは入る見込みがあると判断してのことか、結果的にないということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 収入未済額につきましては、3月末までの納期分が出納閉鎖期間の5月末までに収納されなかった分でございます。その分で調定と収納の差が生じているものになります。不納欠損すべきものにつきましてはございません。収入未済額につきましては今後とも収納に力を入れていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 申請数が少なくなったということは、元気で老後をとという方が増加してきたと判断をしていいのか、それと、認定は医師の診断書と審査会での判断とし

てきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 申請数が減少しております要因といたしまして考えられますのは、厚生労働省から通知に基づき新型コロナウイルス感染症への感染防止を図る観点から面会が困難な場合においては要介護認定及び要支援認定の有効期間を延長することができる臨時的な取り扱いを実施したことによること、それともう1つ考えられますのが、申請したのは御家族の帰省自粛等によって介護の申請が減少していることが考えられます。

次に、要介護度の認定につきましては、介護認定調査員の訪問調査結果と主治医による意見書をもとに判定ソフトによる一次判定を行い、それらの結果を医療・福祉・保健の専門職で構成する介護認定審査会で審査し、総合的に判定をしております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号令和2年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国庫支出金、県支出金、支払い基金交付金、一般会計繰入についていずれも受入れ超過となっておりますけれども、費用についての計算が難しい理由は何だったのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） お答えいたします。介護保険の適正な運営と財政の安定化を図るため、介護保険事業の財源は3か年の介護保険事業計画、介護保険法第117条でございますけど、に基づきまして保険料と公費で賄われております。第7期高鍋町介護保険事業計画は、高齢者の人口の増加や生産年齢の人口の減少等を見据えて、サービス、給付、保険料の策定をいたしました。令和2年度は計画期間の最終年度であったため計画値と実績の乖離が大きくなったと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 単年度収支がマイナスであるとはどういうことなのか、また基金の利用についての協議はなされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） お答えをいたします。まず、単年度収支でございますけれども、令和2年度につきましては特に事業を行ってはおりません。検針員3名を雇用しておりますんですけれども、その3名が会計年度任用職員ということになりましたことか

ら、その職員手当等が増額になったということが主な要因でございます。

もう1つのお尋ね、基金の利用についてでございますけれども、高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例におきまして、事業に要する経費の財源に充てる場合に限りその全部または一部を処分することができるかとされておきまして、令和6年度に計画をしております量水器の交換、こちらのほうにおきましてこの基金を用いることになるというふうにご考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 借り入れたお金の返済原資はどうしているのか、どうしてきたのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 償還金の原資につきましては、キャノン株式会社から受入れております売却収入でございます。平成30年度に不動産売却収入としてキャノン株式会社のほうから本特別会計に受入れたものを一般会計におきまして基金に積み立てしております。翌平成31年度以降につきましては、内陸工業用地等造成事業債の年次償還に合わせまして積み立てた基金を取り崩し、本特別会計に繰り出した上で償還に充てておるところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第10号令和2年度高鍋町水道事業会計決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 有収水量関係について。有収率は6.2%アップという監査委員の報告がありますけれども、配水量分析において無効水量が10.44%とありますが、これは想定内と見ていいのかどうかお伺いしたいと思います。

漏水関係については、管路更新が管路の劣化に追いつかないとありますけれども、管の耐用年数はどのくらいであるのか、また私が議員になったときにVP管については年次的に改良すると話があり、そのときに水道料金値上げについても協議された記憶があるので

すけれども、老朽管更新についてはあとどのくらいの年数が必要とされているのか、お伺いします。

指名競争入札に関して落札率が高いと感じております。公平な入札が行われているのか疑問に感じますが、どのような状況だったのかお伺いしたいと思います。

監査委員の意見書から見ると、企業債未償還残高が高額であります。さらなる経営努力が望まれます。前段の質疑と重なるかもしれませんが、経営努力と更新事業については背中合わせで矛盾すると思いますが、どのような捉え、計画を行ってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） まず、無効水量につきましては何%以内が適正という数字は持ち合わせておりません。ただし、無効水量の大半が漏水による部分が占めておりまして、昨年度の16.58%からすると非常に少なくなっている状況で有収率から判断しても想定以上に良好だと考えております。

次に、水道管渠の耐用年数でございますが約40年となっております。現在、口径70ミリ以上の水道管の耐震化率はまだ20%程度と低い状況でございます。全てを更新するには相当な年数を要するものと思われませんが、耐用年数の40年が経過しても十分丈夫な管もございます。そのため漏水の原因が管の老朽化によるものか、地盤の環境要因によるものかなどを調査しつつ地図上に落としておりますので、漏水の多い路線を中心に予算の範囲内で計画的に管路更新を行っているところでございます。

次に、入札の関係ですが、町の指名競争入札参加者の資格・指名基準、指名停止等に関する要綱、これにより適切に指名を行っておりますので、公平な入札であると考えております。

次に、企業債の残高についてでございますが、ここ数年大きな改修工事がございませんでしたので、企業債残高につきましては年々減少しておりまして、償還額もピークを過ぎている状況でございます。

管路や施設につきましては計画的かつ効果的な更新工事を行い、健全な経営に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号高鍋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） トレーニング室については、トレーニング器具などはどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） トレーニング室のトレーニング器具についてでございますが、総合体育館大規模改修事業の着工前に設置をしております器具を引き続き設置することとしております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町交通指導員設置条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 交通指導員の設置条例については、以前とこの前と今度ということちょっとありますけれども、有償ボランティアとした理由は述べられたんですけども、不都合な点は何なのか、またその身分はこの制定により十分保障されると考えているんですけども、ほかのボランティアとの整合性はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 交通指導員の職につきましては、令和元年度末までは非常勤特別職として委嘱という形で町からその仕事をお願いし活動をしていただいたところでございます。長い方では30年以上にわたり交通指導員として活動していただいているなど、皆様それぞれが指導員の職務に誇りを持ち、熱心に活動していただいております、大変感謝をしているところでございます。そのような状況を考慮し、他自治体の例を参考に会計年度任用職員での身分ではなく、非常勤特別職に近い身分での活動ができる有償ボランティアに移行するものでございます。他のボランティアとの整合性についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり令和元年度末までは非常勤特別職としてその職を委嘱し報酬を支払い活動していただいておりますので、この職につきましてはいわゆる無償でのボランティア活動との整合性につきましては問題がないものと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いくつかありますので、すいません。出捐金返還の理由及び出捐金の主旨は何か、これは先ほども聞きましたので、出捐金の主旨っていうのはもうお答

えになっていただかなくて結構でございます。国産農林水産等販売促進緊急対策事業補助がありますけれども、補助要綱及び高鍋ではどのような計画がなされているのか、お伺いしたいと思います。これはページ、ページ数言ったほうがよろしいですかね。ほかの議員さんの関係があるから、議長、どうでしょうか、言いましょうか。

○議長（緒方 直樹） 言ってください。

○11番（中村 末子君） 言ったほうがいいね。そしたら先ほどの出捐金の問題は12と13ページに書いてございます。そして歳入のほうですね。そして、同じく今、質疑をしたのはやはり同じページ12と13でございます。

雑入の過年度清算金に係る説明を全体的にどのくらいの費用負担で高鍋町での具体的な活動、コロナでできなかったのかどうかは知りませんが、ページ14、15に書いてあるのをちょっと説明をしていただけたらと思います。

町債において、国などからの交付金をはじめどのような支援があり、その負担率はどのくらいなのか、ページ16、17ページですね。

ページ20と21ページにあります、ふるさと納税は順調に推進しているのかということをお伺いします。

ページ22、23の企画費について、どこからの要請であるのか。

ページ30、31の民生費補助に関しての算定基礎は何でしょうか。

ページ38、39に関して、農地費に関しての支出についての計画は何でしょうか。

ページ46、47の河川総務費に関して、脇地区についてあとどのくらいの急傾斜地の安全対策計画があるのか、お伺いしたいと思います。

教育費、学校管理費、校舎工事については、高鍋町の校舎全体的に古いと考えますが、小中学校生徒の減少などに伴い思い切って建て替えなどの計画はできないのか。またこのことに対して文科省との検討課題として考えたことはないのか。文科省は建て替えについてはあまり乗り気ではないようなんですが検討したことはあるのか。また教育環境改善工事とは具体的に何か。これはページ50と51でございます。

一応これで終わります。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 出捐金返還の理由でございますけれども、今般、出捐しておりました宮崎県環境整備公社が令和3年4月1日付で解散となったことに伴い返還されるものでございます。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課関連の部分、2項目お尋ねでございました。お答えをさせていただきます。

まず最初の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業についてでございますけれども、こちらのほうは県の県産農畜水産物学校給食提供推進事業費補助金交付要綱に基づいて実施されるものでございます。本事業でございますけれども、こちら昨年度に引き続きまして

コロナウイルス感染症対策といたしまして売り上げの減少や価格の下落といった影響が顕著となっている農産物の品目につきまして、学校給食へその食材を、食材として提供することによりまして地産地消及び応援消費の促進を図るものでございます。本町の計画でございますけれども、県産牛肉の消費拡大といたしまして、町内小中学校4校に1人当たり200グラムの牛肉を提供したいというふうに考えております。こちら200グラムですけれども、これを一度に200グラムということではございませんで、こちらのほうは学校給食会と協議を行いながら年間で1人当たり200グラムになるようにメニューのほうを調整しながら提供するというようなこととなります。

もう1点、農地費についての支出でございますけれども、少し長くなりますけれども、こちらのほうは小並地区におきまして、民間の業者によりまして太陽光発電施設が建設されることになっております。その土地には農道が接道しておりますんですけれども、現地確認、現地立会を行いましたところ、現況は字図と異なっておりまして、その太陽光発電用地を横切る格好で道路ができてるということで、地元の方々が勝手道のように利用いただいていたものが自然と道路のような形態になってしまったというところでございます。本来でありますと、発電用地が整備されますと、今後につきましては字図どおりの農道を利用していただかねばならないということになるんですけれども、実際の農道のほうは長年使用されていなかったことから道路としての形状が著しく損なわれておりまして、現状のままでの利用が極めて困難というところでございます。そこで、太陽光発電設備工事を請け負っております事業者の方と協議をさせていただきました。その結果、現況の勝手道となっている部分を残して工事を行っていただけるということで合意ができました。ただし、そのためにはその太陽光発電用地の買収をはじめとしてその買収単価積算のための不動産鑑定、整備に必要な測量設計といった一連の作業に加えて農道整備工事が必要となることから、関連する予算につきましてそれぞれ計上をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課関連部分についてお答えいたします。

まず、過年度清算金についてでございますが、この清算金は地域公共交通会議負担金の清算金でございます。当該事業費は34万6,000円でございます、町が全額負担する単独事業となっております。

事業内容としましては、バスの利用促進のための周知PRや小学生を対象といたしましたバスの乗り方教室などを実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、予定しておりました事業の一部を実施することができなかったことにより、執行残額を受け入れたものでございます。

次に、企画費の日豊本線開業100周年事業についてでございますが、こちら日豊本線の開業記念事業といたしまして九州旅客鉄道株式会社から宮崎県や沿線の自治体に対して

協力の依頼があったものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課関係部分についてお答えいたします。

まず、町債において国などからの支援及びその負担率はどのくらいかという御質疑でございます。予算書の14ページ、15ページに記載の町債から順に御説明いたします。保育園施設整備事業債につきましては、一真持田保育園施設整備事業費1億2,909万9,000円に対して国庫支出金が8,606万6,000円、本事業につきましては定額補助となっており町負担分が4,303万3,000円、そのうち3,300万円の町債を発行することとし、既に計上済みの3,020万円を差し引いた280万円を計上しております。

次に、単独道路改良事業債につきましては、町単独道路改良事業費1,050万円に対しまして940万円を計上しております。

次に、予算書の16ページ、17ページでございます。急傾斜地崩壊対策事業債につきましては、県が行います脇地区の急傾斜地崩壊対策事業に対する町負担金350万円に対しまして310万円を計上いたしております。本事業は県の直轄事業で町の負担率は10分の1でございます。

次に、西中学校公共浄化槽改修事業債につきましては、西中学校の公共浄化槽改修工事1,600万円に対しまして1,200万円を計上いたしております。今回、補正予算として計上しております本事業は追加工事でございます、全額町の負担となります。

次に、現年発生補助災害復旧事業債及び単独災害復旧事業債につきましては、既に予算計上しております災害復旧費1,736万3,000円に今回の補正額9,016万5,000円を加えた1億752万8,000円に対して国庫支出金が4,670万2,000円、町負担分が6,082万6,000円となっており、そのうち4,920万円について現年発生補助災害復旧事業債及び単独災害復旧事業債を発行することとし、既に計上済みの100万円を差し引いた4,820万円を計上いたしております。

補助災害復旧事業は国から3分の2の補助がございます。なお、町債につきましては事業の経費によっては活用できない場合もあり、さらに既に予算化した事業の追加等に応じ町債の予算額を調整しているものもございますので、単純に全体事業費から補助等の額を差し引いた残りの額を借り入れるものではございません。

続きまして、ふるさと納税の推進についてでございますが、令和3年8月末時点での寄附件数は1万3,367件、寄附金額は2億8,305万3,457円となっております。令和2年10月に返礼品の見直しを行っておりますが、返礼品見直し後とほぼ同水準で推移しており、返礼品の数も増えてきておりますので概ね順調に進んでいると認識しております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 民生費補助の算定基礎に関する御質疑についてお答えいたします。予算書31ページの保育所等整備事業補助金1,071万円につきましては、6月補正で計上いたしました一真持田保育園の改築事業に太陽光発電に係る附帯設備工事、既存施設の太陽光設備を改築園舎に移設する附帯設備工事なんですけれども、それを追加するものでございます。国の交付基準額に基づき国が2分の1、町が4分の1の負担割合で算定した額との差額分を計上しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 河川総務費につきましては、脇地区についての計画ですけれども、県施工でやっていただいております脇地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、来年度令和4年度で完了するというところで聞いております。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課関係部分についてお答えいたします。

校舎関係ですけれども、まず、思い切って建て替えなどの計画はできないのかという御質疑についてでございますが、本町の学校施設は長寿命化の検討対象となります築40年以上経過する建物が全体の6割を占めている状態でございます。厳しい財政状況の中、学校施設整備を集中して行うことは困難でありますので、計画的な施設整備を行っていく必要がございます。そういったことで令和元年度から2年度までの2か年で学校施設個別施設計画、これ、昔は学校施設長寿命化計画と呼ばれていたものですが、そちらのほう策定いたしまして学校施設整備の方針を明らかにしたところでございます。この計画によれば、築48年以上の校舎12棟につきましては目標使用年数を70年と設定いたしまして、長寿命化改修は行わずに改築時期まで事後保全型管理で維持保全していくこと、また一方、築48年未満の校舎12棟につきましては、目標使用年数を80年に設定し、予防保全型管理として長寿命化改修を行っていくこととしたところでございます。

次に、校舎の建て替え等について文科省との検討課題として考えたことはないのかという御質疑ですが、建て替えの場合は文科省の学校施設環境改善交付金を活用することとなりますので、当然、文科省との検討課題になるというふうに認識しております。

次に、校舎の建て替えについて検討したことはあるのかという御質疑についてでございますが、今年4月に改正されました文科省の学校施設整備基本方針では、建築後40年以上経過した老朽施設の更新に当たっては将来の財政支出を見通しつつ経費の縮減や整備費の平準化を図るため従来の建て替えを含む改築中心の整備から長寿命化改修への移行を加速させるということが明記されているところでございます。

今回、本町におきましても、先ほど申しましたとおり学校施設個別施設計画を策定いたしまして目標使用年数等を打ち出しておりますが、文科省の基本方針に鑑み整備手法等を工夫してできる限り長く使用できるよう努めてまいりたいと考えているところでござい

す。ただ、どうしても長寿命化改修が合理的ではない場合には、当然、建て替えについても検討していく必要があるというふうに認識しております。

いずれにいたしましても、学校施設の建て替えには財源確保が大きな課題となりますので、PFI等の手法により民間資金等を活用することについても検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、中学校費の教育環境工事についてですが、そちらのほうは西中学校の第3棟のトイレ改修の追加補正でございます。浄化槽改修工事の実施設計の結果、浄化槽改修との取り合いに伴いまして排水管接続が増えること、それから工期が遅れたため夏季休業期間における工事ができなくなって学校運営に与える影響を最小限にするための仮設費が増えることが判明いたしましたので、不足する予算300万円を追加補正するものでございます。

それから、教育環境工事ではありませんけれども、併せて申し上げますと、中学校費の附属施設工事が西中学校の浄化槽改修工事の追加補正でございます。こちらのほうは6月に補正予算を4,900万円計上しておりますけれども、実施設計の結果、当初想定していたよりも大幅に費用がかかることが判明いたしましたので、その不足分を補正するものでございます。

それからあと最後ですけれども、小学校の学校校舎工事は西小学校第2棟校舎の雨漏りがひどい状態でありますので、児童らの学習環境に大きな支障を来しておりますので屋上防水工事を行うための費用を補正させていただいております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第60号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 繰越金はこれで全額歳入となっているのか、その理由は何か。

この後、工事計画があるのかどうか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 繰越金につきましては、令和2年度決算におきます執行残等による不用額全額でございます。今後の工事計画につきましては、町としては特に計画はございませんが、宅地造成に伴う道路新設等によりまして管渠布設または公共ますの設置等を行っていくものと考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第62号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号令和3年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第56号から議案第59号までの4件につきましては、お手元に配付しました付託審査日程表のとおりそれぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第59号までの4件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号及び認定第1号から認定第10号まで、議案第60号から議案第63号までの15件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおりこれに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号及び認定第1号から認定第10号まで、議案第60号から議案第63号までの15件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計及び特別会計等決算並びに特別会計予算審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、

同副委員長に古川誠議員がそれぞれ互選されました。

ここで、本日の会議時間についてですが、会議規則第9条第2項に基づき、本日の会議時間を延長いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時14分散会
